

# 等のご案内



## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

この場合でも、所得税の還付を受けるには、確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税の確定申告が必要ない方でも、住民税の申告が必要になる場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

## 申告書の提出・問／朝霞税務署 ☎467-2211（代表）

（音声案内が流れますので番号の「2」を選択してください）

郵送での提出先 〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門 宛て



税理士会からの  
お知らせ

税理士会朝霞支部では還付申告相談と  
申告書の作成指導を無料で行います。

対象者	<p>平成26年分の給与および年金収入が600万円以下で次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎給与所得者で、医療費控除を受ける方</li> <li>◎年の途中で退職された方（退職所得のある方を除く）で年末調整がお済みでない方</li> <li>◎公的年金を受給されている方</li> </ul> <p>※給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。</p>	
会場・日時	<p>にいざほっとぷらざ 新座市東北2-36-11 (東武東上線志木駅南口：新座市生涯学習センター4階)</p>	<p>税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所</p>
	<p>2月9日(月)～13日(金) ※11日(水・祝)もあり 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 ※会場へ直接お越しください。 ※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。 初日は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。</p>	<p>2月2日(月)～6日(金)</p> <p>※ご希望の方は、事前に税理士会朝霞支部事務局へ電話連絡のうえ、ご利用ください。</p>
必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与所得者…平成26年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本</li> <li>○年金所得者…平成26年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本</li> <li>○医療費控除を受ける方…平成26年中に支払った医療費の明細書、支払った医療費の領収証の原本 (あらかじめ集計計算をしておいてください)</li> <li>○生命保険料控除を受ける方…平成26年分の控除証明書の原本</li> <li>○地震保険料控除（旧長期損害保険料を含む）を受ける方…平成26年分の控除証明書の原本</li> <li>○社会保険料控除を受ける方…平成26年中に支払った保険料の金額がわかるもの (国民年金保険料の場合は平成26年分の控除証明書の原本)</li> <li>○印鑑 ○預貯金の口座番号等（申告者名義）がわかるもの ○昨年申告した確定申告書の控え</li> </ul> <p>※上記のうち該当するものを必ずご持参ください。</p>	
問	<p>税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 FAX468-1043</p> <p>※税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へご連絡ください。</p>	

# 確定申告相談

## 税務署からの お知らせ

平成26年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書の受け付けは、**「2月16日(月)から3月16日(月)まで」**です。  
還付申告の方は、2月13日(金)以前でも申告できます。

### 確定申告書は、自宅のパソコンで作成して郵送するのが大変便利です！

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、郵送等でご提出ください。

国税庁ホームページ 確定申告

検索



### 朝霞税務署における確定申告会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

○申告会場／朝霞税務署 1階（本町1-1-46）

○開設期間／2月16日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日を除く。ただし、2月22日と3月1日の日曜日は開場します。

○時間／受付：午前8時30分～（申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。  
なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります）

相談：午前9時～午後5時

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等でお越しください。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して郵送等でご提出ください。

※確定申告会場では、基本的にご自分でパソコンを操作し、申告書を作成していただきます。

### 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになります。

昨年（平成25年分）の確定申告では、申告書を手書きで作成された方の中に、復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りが多くありました。確定申告書の作成に当たっては、**復興特別所得税額欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は印刷していただき、添付書類とともに税務署へ郵送してください。送付していただく税務署の宛て先も同時に印刷されます。

●e-Taxに関する情報はe-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）へ

●e-Taxの操作に関するお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）へ  
[ヘルプデスクの受付時間]

・1月13日(火)～3月16日(月)は、月～金曜日（2月11日(水・祝)を除く）および2月22日、3月1日・8日・15日の日曜日 午前9時～午後8時

・上記以外の期間は、月～金曜日（祝日等および12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時

●税に関する情報は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）へ

●電子証明書に関する情報は公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp>）へ

※公的個人認証サービスに基づく電子証明書の申請受付窓口は、総合窓口課です。内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所では受け付けできませんのでご了承ください。

公的個人認証サービスに基づく電子証明書についての問／総合窓口課 ☎463-2605